

## ◆ 予対請願署名・カンパ活動

ただ今、予算対策国会請願署名並びにカンパ活動を展開しております。

この運動については、毎年8月末頃に予算対策部からご案内しておりますが、今年度はたまたま請願署名用紙の不足のために発送準備に手間取り、加盟園の皆様にお届けする時期が遅れましたこととお詫び申し上げます。この運動は保育関係者のみにかかわらず、保護者の方にもご理解ご協力をお願いします。

請願署名につきまして、署名により得ました個人情報については、請願の目的以外に使用することはありませんので、何卒ご理解の上ご協力下さい。

尚、署名用紙の返送に宅配便をご利用の場合には、「日通ペリカン便」を指定しますので着払い扱いにして、返送先は予対部／浜田・ちどり保育所に送付して下さい。またカンパ金は同封の振込用紙にてお願いします。締め切りはどちらも9月末となります。

## ● 「認定こども園」県条例案

島根県保育三団体は、「認定こども園」の認定基準に関する島根県条例案等について、9月11日に島根県青少年家庭課から説明を受けました。

これは、10月施行にあわせ9月県議会に提出する条例案を、保育関係代表者に説明したもので、認定基準等は、おおむね次のようなことです。

認定の基準は、国の指針を参酌し条例で定めることとしており、認定こども園の種類は条例案第2条から第6条において、国が示す類型と同様に4類型を規定しています。

認定基準として規定する項目は、

- ①職員に関する基準（園長・職員配置・職員資格）→ 条例案第8条・第9条・第10条
- ②施設設備（園舎・保育室等・屋外遊技場・調理室）→ 条例案第11条第1項から第6項
- ③教育及び保育の内容 → 条例案第12条
- ④管理運営等（職員の資質向上・子育て支援・管理運営の体制）→ 条例案第13条

この認定基準の考え方としては、幼稚園及び保育所の両方の認可基準をみたとしています。

条例は、この認定こども園の種類や基準の基本的な部分を規定していますが、条例を補完する上で、例外規定の適用条件などの具体的な要件、並びに申請等の手続を規定することなどを規則に委任しています。またこの他に、努力目標・配慮事項・留意点などや、管理運営等の具体的内容等を、要綱において規定しています。

尚、条例案は全14条から成り、10月から施行される見込ですが、この他の規則及び要綱の詳細については、今のところ不明です。

## ◆ 職員研修会

島根私保連研修部の第2回研修会は、8月18日・19日に出雲・多伎町（華蔵温泉）において開催しました。

今回は、保育担当者対象で、東洋大学（ライフデザイン学部）の清水玲子先生をお招きし、「育つ風景～今の子育てから保育を考える～」についての研修で、41名（内、非加盟園1）が集いました。

また、第3回目は、(株)幼保経営サービスの菅野哲氏により、新社会福祉法人会計研修会を次のように開催しました。

東部は、9月13日に出雲・ウェルシティ島根（午前・会計基準の基本的処理／午後：会計処理と法人運営等）にて60名を超える参加があり、西部では、9月14日に浜田・サンマリン（午前：会計処理と法人運営等）にて22名の参加がありました。

新会計研修では、会場によって半日や終日の日程になり調整できなかつたこととお詫びしますとともに、また業者主催によるものではなく私保連自体の研修会であることを申し添えます。

これで、研修部の今年度研修会が終了しました。ご参加いただき有り難うございました。

秋を迎えました。運動会シーズンです。（吉）